

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

No	意 見	意見に対する県の考え方	提出意見の 反映状況
1	連帯保証人の青森県内居住要件を削除したことで、海外在住者も連帯保証人になれるようになったと理解して良いか？ そうであるなら、「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則」の第 1 号様式～第 8 号様式書類に、連帯保証人の郵便番号、住所を記入する欄があるが、海外在住者を想定した欄に修正する必要があるのではないか？ また、第 1 号様式、第 4 号様式の注意事項の「本籍及び住所」に、県内、県外の場合の記入方法について言及はあるが、海外の場合の記入方法はないので、追記する必要があると考える。 海外在住者は連帯保証人になれないのであれば、日本国内に居住していることを条件として明記すべきである。	海外在住者を本修学資金の連帯保証人から排除するものではありませんが、まれな事例であると想定されますので、様式の修正は行いません。 そのような事例が発生した場合は、提出書類の記載方法等について個別に相談に応じる等、申請者の不利益となることのないよう丁寧に対応させていただきますので、御理解をお願いします。	実施段階検討